

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人桶谷式母乳育児推進協会（以下「本会」という。）の定款第29条及び第40条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員報酬は年額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の各役員報酬年額は30万円を限度とする。

2 各理事の報酬は、会長が理事会の承認を得て定め、各監事の報酬は、監事の競技により定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月末日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年11月12日より施行する。
- 2 平成30年6月6日 第3条改訂、第4条から第6条新設